

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 1)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する事項等について」の一部改正について

「医療保険」と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険における留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正において、

「医療保険と介護保険の給付調整に関する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する事項等」についての一部改正について

3 人院中の患者		2 入院中の患者		1 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院する患者を含む、3の患者を除く。)	
自家、其等施設、施設、身体障害者施設、精神障害者施設、精神障害者施設又は心身障害者施設、精神障害者施設又は心身障害者施設に就する場合※1	精神障害者施設、精神障害者施設又は心身障害者施設に就する場合※1	ア 介護要請医療施設（認知症の場合は「精神障害者施設」）を受ける患者	乙 介護要請医療施設（認知症の場合は「精神障害者施設」）を受ける患者	丙 介護要請医療施設（認知症の場合は「精神障害者施設」）を受ける患者	丁 介護要請医療施設（認知症の場合は「精神障害者施設」）を受ける患者
区 分					
手術					
麻酔					
放射線治療					
病理診断					
B 0 0 1 - 4 病理検査管理料					
B 0 0 2 術前検査管理料					
B 0 0 4 - 1 - 4 入院検査指導料					
B 0 0 6 - 3 がん検査指導料					
B 0 0 5 - 3 - 2 がん治療指導料					
B 0 0 7 運院前訪問指導料					
B 0 0 8 薬剤管理指導料					
B 0 0 8 - 2 水物摂取指導管理料					
B 0 0 9 診療情報提供料(1) (生2及び生6)					
B 0 1 1 - 4 退院医療指導料					
B 0 1 4 退院外来指導料1					
B 0 1 5 退院外来指導料2					
C 0 0 1 訪問看護指導料					
C 0 0 1 - 5 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料					
C 0 0 3 在宅患者指導管理料					
C 0 0 7 在宅患者指導料					
C 0 0 8 在宅患者糞便等カウンターナイフ料					
上記以外					
1 の 3 薬剤管理指導料					
1.3 の 2 かかりつけ薬剤師指導料					
1.3 の 3 かかりつけ薬剤師指導料					

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「について」の一部改正について
保険の相互に関連する事項等を介護保険と医療保険との併用する留意事項及び医療保険の給付調整に関する規定を一部改正する事項等を定めることとする。

○要介護保険者等である患者について治療費に係る算定する費用の額を算定できる場合（平成20年4月方針告示第128号）の規定により算定されるべき徴収としているもの × 診療報酬の算定方法（平成20年4月方針告示第13号）第6号の規定により算定できないもの 一診療報酬の算定方法の算定期を満たさないもの

社会福祉施設、身体所障者施設等、**高齢者老人ホーム及び特別養護老人ホーム等**における被扶養者に対する扶助金の支給に係る事務は、**当該施設等が適用されるものであること。**

次に繰り返す事の多い言葉を「繰り返す言葉」と名づけ、それを「繰り返す言葉」の欄に記入する。

（ア）精神的痛苦剤（精神生物学的生物に作用する物質）
（イ）精神的痛苦剤（精神生物学的生物に作用する物質）

（B群細菌又はC群細菌）の効果若しくは効果を有するものに限る。）
・抗体ゴム乳液
・抗体ゴム乳液用酵素試験
・抗体ゴム乳液
・抗体ゴム乳液

次に揚げる茶葉は「銀芽」の茶葉である。この茶葉は、茶園で茶葉を育てた後、茶葉が大きくなる前に、茶園で茶葉を摘む。この茶葉は、茶葉の表面が白く、茶葉の内部が緑色である。この茶葉は、茶葉の表面が白く、茶葉の内部が緑色である。

）抗ウイルス剤（泡野アミド、C型肝炎の治療薬）、抗HIV薬（エリクソチブ、エリクソチブ）等が開発され、効果を有するものに限る。）

血支病の治療に係る血清凝固子剤及び血清冷血因子抗原抗体検査

次に掲げる費用に限る
手数料等の費用を除くものとする。」

の費用である。しかし、この費用は、(1) 質問紙による回答をもとにした費用と、(2) 実際の費用とで、必ずしも一致しない。これは、(1) が、(2) の費用を過大評価する傾向があるからである。つまり、質問紙による回答では、質問紙に記載された費用をもとに、被験者は、自分の費用を過大評価する傾向がある。したがって、(1) が、(2) の費用を過大評価する傾向がある。したがって、(1) が、(2) の費用を過大評価する傾向がある。

エド・インペーバー（人気監修者）によると、この「アーティスト監修版」は、アーティストの意見を尊重するため、アーティストが監修した版である。アーティスト監修版は、アーティストの意見を尊重するため、アーティストが監修した版である。

・インターフェースの操作性(操作性)の良さは、C型肝炎の効果又は効率を有するものに限る。)の費用

の費用は、HIV 感染症の効率又は効果を有するものに限る。この費用は、HIV 感染症の効率又は効果を有するものに限る。

مکالمہ اسلامیہ

（手筋）白石君に近づくと、彼は即ち机の上に手を置く。机の上に手を置く者は、必ず其の手で机の上に書類等を取る者である。机の上に手を置く者は、必ず机の上に書類等を取る者である。

「について」の一部改正について
保険の相互に関連する事項等を介護保険と医療保険との併用する留意事項及び医療保険の給付調整に関する規定を一部改正する事項等を定めることとする。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 2)

区分	ア 介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所保養介護又は介護予防短期入所保養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位） を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位） を算定した日の場合	
	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
初・再診料	x	x	x	x
入院料等	x	x	x	x
B 001 の 1 ウイルス疾患指導料				○
B 001 の 2 特定薬剤治療管理料			○	○
B 001 の 3 悪性腫瘍特異物質治療管理料			○	○
B 001 の 6 てんかん指導料			○	○
B 001 の 7 雜病外来指導管理料			○	○
B 001 の 8 皮膚科特定疾患指導管理料			○	○
B 001 の 9 外来栄養食事指導料			○	※1
B 001 の 11 集団栄養食事指導料			○	※1
B 001 の 12 心臓ベースメーカー指導管理料			○	○
B 001 の 14 高度難聴指導管理料			○	○
B 001 の 15 慢性維持透析患者外来医学管理料			○	○
B 001 の 16 喘息治療管理料			○	○
B 001 の 20 糖尿病合併症管理料		x	x	○
B 001 の 22 がん疼痛緩和指導管理料			○	○
B 001 の 23 がん患者指導管理料			○	○
B 001 の 24 外来緩和ケア管理料			○	○
B 001 の 25 移植後患者指導管理料			○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
	併設保健医療機関 医療機関	併設保健医療機関以外の保健 医療機関	
B 0 0 1 の 26 桶込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 の 27 糖尿病透析予防指導管理料	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 の 32 一般不妊治療管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 の 33 生殖補助医療管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 の 34 ハ 二次性骨折予防继续管理料 3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 の 35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 の 36 下肢創傷処置管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
医学管理等			
B 0 0 1 - 2 - 4 地域連携夜間・休日診療料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 - 2 - 5 院内トリージ実施料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 - 2 - 6 夜間休日救急搬送医学管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 - 2 - 8 外来放射線照射診療料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 - 2 - 12 外来腫瘍化学療法診療料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 - 3 生活習慣病管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 - 3 - 2 ニコチン依存症管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限 る。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 5 - 6 がん治療連携計画策定期料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 5 - 6 - 2 がん治療連携指導料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 5 - 6 - 3 がん治療連携管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 5 - 7 認知症専門診断管理料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B 0 0 5 - 8 肝炎インター/フェロン治療計画料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
B 009 療養情報提供料（1）	併設保健医療機関 併設保健医療機関	併設保健医療機関以外の保健 医療機関 併設保健医療機関以外の保健 医療機関
注 1		
注 6 注 8 加算 (認知症専門医療機関紹介加算) 注10加算 (認知症専門医療機関連携加算)	○	
注11加算 (精神科医連携加算) 注12加算 (肝炎インターフェロン治療連携加算)		
注13加算 (肝炎インターフェロン治療連携加算 1) 注14加算 (歯科医療機関連携加算 1) 注15加算 (歯科医療機関連携加算 2)		
注16加算 (検査・画像情報提供加算)		
B 009-2 電子的診療情報評価料	×	○ ○
B 010-2 症情情報連携共有料	×	○ ○
B 011 連携強化診療情報提供料		○ ○
B 011-3 薬剤情報提供料	×	
B 011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料	×	○ ○
B 012 傷病手当金意見書交付料		○ ○
上記以外		×
C 000 往診料	×	○ ○
C 014 外来在宅共同指導料		—
在宅医療 第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		○ ○
上記以外	×	
検査	×	○ ○
画像診断	○ (単純撮影に係るもの)を除く。	○ ○
投票	○	(専門的な診療に特有の薬剤に係るもの)に限る。) ※2

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分		ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
		介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
注射		併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 医療機関
リハビリテーション		○ ※3	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
1000 精神科電気痙攣療法		×	○
1000-2 経頭蓋磁気刺激療法		×	○
1002 通院・在宅精神療法		×	○
1003-2 認知療法・認知行動療法		×	○
精神科専門療法	1006 通院集団精神療法	×	× (同一日において、特別診療 費を算定する場合を除く。)
1007 精神科作業療法		×	○
1008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。）		×	○
1009 精神科ティ・ケア（注6の場合を除く。）		×	○
1015 重度認知症患者ティ・ケア料		×	○
上記以外			×
処置		○ ※4	○
手術			○
麻酔			○
放射線治療			○
病理診断			○
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			×
B014 退院時共同指導料1			×

「[医療保険]と介護保険」と[介護保険]に関する事項等についての一部改正について

ア 介護医療院に入所中の患者 イ 短期入所養護又は介護予防短期入所養護介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		介護医療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位） を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位） を算定した日の場合	
区分		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
C 003 在宅患者訪問薬剤管理指導料			x		
C 007 在宅患者連携指導料			x		
C 008 在宅患者緊急時等シナフレンス料			x		
上記以外				○	
別表第三				x	
訪問看護療養費				x	
退院時共同指導加算				○	

別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4.のイからへま
に要する費用の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

※2 次に揚げる薬剤の葉剤料に限る。
そのままであるが、この場合に最も多く用いられるのは、アセトアルデヒドである。

・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
・疼痛コントロールのための医療用麻薬

次に掲げる薬剤はC型肺炎の効能を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能を有するものに投与された場合に限る。)
・抗ウイルス剤 (B型肝炎又はC型肺炎の効能を有するものに投与された場合に限る。)
・エリスロボチニン (人工腎臓又は腹膜透析を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
・ダルベボチニン (人工腎臓又は腹膜透析を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
・エリスロボチニンペータベコル (人工腎臓又は腹膜透析又は麻酔科手術時における患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
・エリスロボチニンペータベコル (人工腎臓又は腹膜透析を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
・エリスロボチニンペータベコル (人工腎臓又は腹膜透析を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
・エリスロボチニンペータベコル (人工腎臓又は腹膜透析を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)

抗原抗体反応によるものに先天性又は後天性の免疫疾患又は感染症の効果又は効果を有するものに限る。）

早期の発育過程では、耳鼻咽喉科疾患の原因となる先天性疾患（耳聴覚障害、気道狭窄、喉頭狭窄等）の治療が主な目的である。また、耳鼻咽喉科疾患の治療によって、耳聴覚障害、気道狭窄、喉頭狭窄等の原因となる先天性疾患の治療が可能となる場合がある。耳聴覚障害の原因となる先天性疾患（耳聴覚障害、気道狭窄、喉頭狭窄等）の治療が可能となる場合がある。

卷之三

老老発 0308 第 2 号
老振発 0308 第 1 号
保医発 0308 第 1 号

平成 31 年 3 月 8 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）長
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県・指定都市・中核市 介護保険担当部局長

] 御中

厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の
疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に当たっての必要な対応について

要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料（区分番号「H001」の注4の後段及び注5、区分番号「H001-2」の注4の後段及び注5並びに区分番号「H002」の注4の後段及び注5に規定する診療料をいう。以下「維持期・生活期リハビリテーション料」という。）については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第43号）により、平成31年3月31日までの間に限り算定できるものとされているところです。

当該経過措置の終了に伴い、必要な対応について、下記のとおり周知いたしますので、管内市町村（特別区を含む。）、保険医療機関をはじめとする関係機関、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いします。

特に、維持期・生活期リハビリテーション料を算定している保険医療機関に対する情報提供及び保険医療機関等から照会があった際の適切な対応をお願いします。

記

1. 保険医療機関においては、維持期・生活期リハビリテーション料は、平成31年4月1日以降は算定できないことから、患者やその家族等に対して、十分な説明や情報提供を行うこと。

ただし、医療保険から介護保険への円滑な移行を促進する観点から、平成31年3月中に維持期・生活期リハビリテーション料を算定している患者が、別の施設で介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション（以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。）を同一月に併用する場合に限り、介護保険のリハビリテーション利用開始日を含む月の翌々月まで引き続き維持期・生活期リハビリテーション料を1月7単位まで算定することができる。

2. 維持期・生活期リハビリテーション料を算定している保険医療機関は、平成31年4月1日以降、要介護被保険者等である患者が、介護保険におけるリハビリテーションを希望する場合、当該患者を担当する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に対してリハビリテーションのサービスが必要である旨を指示すること。

なお、保険医療機関が、当該患者の同意を得て、介護保険におけるリハビリテーションへ移行するに当たり、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員及び必要に応じて、介護保険におけるリハビリテーションを当該患者に対して提供する事業所の従事者と連携し、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の作成を支援した上で、介護保険におけるリハビリテーションを開始し、維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を算定するリハビリテーションを終了した場合は、介護保険リハビリテーション移行支援料を算定できる。

3. 保険医療機関から指示を受けた居宅介護支援事業所等は、要介護被保険者等の介護保険におけるリハビリテーションへの移行等が適切にできるよう、居宅サービス計画等の作成や変更について居宅サービス事業所等との調整等を行うこと。また、居宅サービス計画等の作成にあたっては、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が作成した居宅サービス計画等の原案に位置付けた居宅サービス事業所等の担当者を召集して行う会議（以下「サービス担当者会議」という。）を開催し、専門的な見地からの意見を求めることが必要であるが、サービス担当者会議を開催することにより、当該要介護被保険者等に対して継続した介護保険のリハビリテーションの提供に支障が生じる等のやむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることも可能である。

なお、居宅介護支援事業所等は、当該要介護被保険者等に対して、契約の有無に関わらず過去2月以上居宅介護支援又は介護予防支援を提供していない場合には、初回加算を算定できる。

4. 当該経過措置の終了に伴い、医療保険から介護保険への移行状況を把握するため、保険医療機関等に対して、別途調査を行うので、御了知いただきたい。

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報をお確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和4年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00040.html

- (2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html

- (3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/

- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&qn=&tn=&pc=1>

- (5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に
関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>

※ 検索サイトで「保医発0325第2号」で検索すると閲覧できます。